

○ 法 務 省
経済産業省 令第 号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十九第一項及び第二項の規定に基づき、
産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

経済産業大臣 齋藤 健

産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令

（経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る要件）

第一条 産業競争力強化法（以下「法」という。）第二十一条の十九第一項の経済産業省令・法務省令で定める要件は、株式会社（同項に規定する株式会社をいう。以下同じ。）について次のいずれにも該当するものであることとする。

一 当該株式会社について、次のいずれかに該当すること。

イ 当該株式会社の株主と当該株式会社との間又は当該株式会社の株主の間に、次に掲げる事項のいずれかに関する書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること

ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三号において同じ。）による合意（以下このイにおいて「上場等合意」という。）があること（上場等合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の三分の二以上である場合に限る。）。

(1) 当該株式会社の発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場されること。

(2) 当該株式会社が、次に掲げるいずれかとなること又は事業の全部若しくは一部の譲渡を行うこと。

(i) 吸収合併消滅株式会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。）

(ii) 新設合併消滅株式会社（会社法第七百五十三条第一項第六号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。）

(iii) 吸収分割株式会社（会社法第七百五十八条第二号に規定する吸収分割株式会社をいう。）

(iv) 新設分割株式会社（会社法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割株式会社をいう。）

(v) 株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）

(vi) 株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）

(vii) 株式交付子会社（会社法第七百七十四の三第一項第一号に規定する株式交付子会社をいう。）

(3) 当該株式会社以外の者が、当該株式会社の株式を取得することにより、当該株式会社の総株主の議決権の過半数を有することとなること。

ロ 当該株式会社の発行する株式又は新株予約権（会社法第二条第二十一号に規定する新株予約権をいう。）が、投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）において営むことを約する事業

において保有されていること。

ハ 会社法第百八条第一項第二号又は第六号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を現に発行していること。

二 法第二十一条の十九第一項の規定により読み替えて適用する会社法（以下「読み替え後の会社法」という。）第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の募集事項（同項に規定する募集事項をいう。）を定めた場合において、その募集新株予約権を割り当てようとするときは、次に掲げる者のいずれかに割り当てることとしていること。

イ 当該株式会社又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。ロにおいて同じ。）の会社役員（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第四号に規定する会社役員をいう。）

ロ 当該株式会社又はその子会社の使用人

ハ 当該株式会社に対して役務を提供する者（イ及びロに掲げる者を除く。）

三 当該株式会社の株主と当該株式会社との間又は当該株式会社の株主の間に、当該株式会社が募集新株予約権を発行する条件その他の当該株式会社が募集新株予約権を発行する場合の取扱いに関する書面又は電磁的記録による合意（以下この号において「新株予約権合意」という。）があること（新株予約権合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の三分の二以上である場合に限る。）。

四 読替後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任を行おうとするときは、同項に規定する株主総会において、取締役がその旨を説明することとしていること。

（経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る申請）

第二条 法第二十一条の十九第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けようとする株式会社（以下この条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を経済産業大臣及び法務大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の登記事項証明書又はその写し
- 二 前条第一号及び第三号に該当することを証する書類
- 三 経済産業大臣及び法務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、前条に規定する要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 四 第一項の申請書並びに第二項及び前項の書類（以下この条において「申請書等」という。）を法務大臣に提出する場合には、経済産業大臣を経由して提出するものとする。この場合において、当該申請書等は、経済産業大臣が受理した日において法務大臣に提出されたものとみなす。
- 五 申請者は、申請書等の提出（前項の規定により経済産業大臣を経由してするものを含む。）に代えて、当該申請書等に記載されている事項及び記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該申請者は、当該申請書等を提出したものとみなす。
 - 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

6 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

7 経済産業大臣及び法務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、速やかに前条の規定に照らしてその内容を審査し、法第二十一条の十九第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認をするときは、当該申請を受けた日から原則として一月以内に、様式第二による確認書を申請者に交付するものとする。

8 経済産業大臣及び法務大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

9 法務大臣は、第七項の確認書又は前項の通知書を申請者に交付する場合には、経済産業大臣を経由して交付することができる。

10 経済産業大臣及び法務大臣は、第七項の確認書又は第八項の通知書の交付（前項の規定により経済産業大臣を経由してするものを含む。）に代えて、あらかじめ、申請者からの書面又は電磁的方法による承諾を得て、当該確認書又は当該通知書に記載されている事項及び記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、経済産業大臣及び法務大臣は、当該確認書又は当該通知書を交付したものとみなす。

（株主総会の決議があつた旨の通知の相手方）

第三条 法第二十一条の十九第二項に規定する経済産業省令・法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 株主となろうとする者
- 二 新株予約権者となろうとする者

（株主総会の決議があつた旨の通知の時期）

第四条 法第二十一条の十九第二項の規定による通知は、読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議をした株式会社が前条各号に掲げる者を知った後速やかにしなければならない。

（株主総会の決議があつた旨の通知に準ずる措置）

第五条 法第二十一条の十九第二項に規定する経済産業省令・法務省令で定める措置は、読替後の会社法第二百三十九条第一項の決議があつた旨の情報を、第二条第五項第二号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法により、不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置とする。

附 則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

様式第一（第2条第1項関係）

募集新株予約権の機動的な発行に係る確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿
法務大臣 名 殿

本店の所在地
名 称
代表者の氏名

産業競争力強化法第21条の19第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者

- (1) 申請者の名称
- (2) 申請者の代表者の氏名
- (3) 申請者の本店の所在地
- (4) 申請者の設立の日

2. 申請の内容

- (1) 申請者について、以下の事項に該当します。

イ 申請者の株主と申請者との間又は申請者の株主の間に、次に掲げる事項のいずれかに関する書面又は電磁的記録（別添○）による合意があること。

① 申請者の発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場されること。

・記載の抜粋【別添○の○○ページを参照】

② 申請者が、産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（以下「省令」という。）第1条第1号イ(2)(i)から(iii)までに掲げるいずれかとなること又は事業の全部若しくは一部の譲渡を行うこと。

・記載の抜粋【別添○の○○ページを参照】

③ 申請者以外の者が、申請者の株式を取得することにより、申請者の総株主の議決権の過半数を有することとなること。

・記載の抜粋【別添○の○○ページを参照】

--

※別添〇で合意をしている株主は、それぞれ次のとおり申請者の議決権を有しています。

合意をしている株主の氏名又は名称	議決権の数	総株主の議決権の数【 】に対する割合 (%)	参照箇所	
			契約書等	株主名簿等
			別添〇の〇〇ページ	別添〇の〇〇ページ
			別添〇の〇〇ページ	別添〇の〇〇ページ
			別添〇の〇〇ページ	別添〇の〇〇ページ
合計				

- ロ 申請者の発行する株式又は新株予約権が、投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において保有されていること。
- 申請者の発行する株式又は新株予約権が、投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において保有されています。当該投資事業有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合の名称は、【投資事業有限責任組合の名称】です。
【別添〇の〇〇ページを参照】

- ハ 会社法第108条第1項第2号又は第6号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を現に発行していること。
- 残余財産の分配（会社法第108条第1項第2号）
 - 当該種類の株式について、申請者が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。（会社法第108条第1項第6号）
【別添〇の〇〇ページを参照】

(2) 申請者について、以下の事項に該当する旨を表明します。

- 産業競争力強化法第21条の19第1項の規定により読み替えて適用する会社法（以下「読替え後の会社法」という。）第239条第1項の決議による委任に基づき、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が募集新株予約権の募集事項を定めた場合において、その募集新株予約権を割り当てようとするときは、省令第1条第2号イからハまでに掲げる者のいずれかに割り当てることとしていること。

(3) 申請者について、以下の事項に該当します。

- 申請者の株主と申請者との間又は申請者の株主の間に、申請者が募集新株予約権を発行する条件その他の申請者が募集新株予約権を発行する場合の取扱いに関する書面又は電磁的記録（別添〇）による合意があること。
- 記載の抜粋【別添〇の〇〇ページを参照】

--

※別添〇で合意をしている株主は、それぞれ次のとおり申請者の議決権を有しています。

合意をしている 株主の氏名又は 名称	議決権 の数	総株主の議決権の数 【 】 に対する割合 (%)	参照箇所	
			契約書等	株主名簿等
			別添〇の〇〇 ページ	別添〇の〇〇 ページ
			別添〇の〇〇 ページ	別添〇の〇〇 ページ
			別添〇の〇〇 ページ	別添〇の〇〇 ページ
合計				

(4) 申請者について、以下の事項に該当する旨を表明します。

- 読替え後の会社法第239条第1項の決議による委任を行おうとするときは、同項に規定する株主総会において、取締役がその旨を説明することとしていること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

上記1. について、

「(4) 申請者の設立の日」については、登記事項証明書に記載されている会社成立の年月日を記載すること。

上記2. について、

(1)から(4)までの各項目について、以下のとおり記載すること。

- ・該当するチェックボックス () に以下のようにチェックを付すこと。

該当する場合 : (チェックを付す)

該当しない場合 : (チェックを付さない)

- ・「別添〇」「別添〇の〇〇ページを参照」とある箇所について、省令第2条の規定により提出する資料中、当該箇所に係る省令第1条の要件に該当することを示す資料名・当該資料の該当ページを明示すること。

(1)口中、【投資事業有限責任組合の名称】とある箇所について、申請者の株式又は新株予約権の保有に係る事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合の名称を記載すること。

(1)及び(3)中、「記載の抜粋【別添〇の〇〇ページ】」とある箇所について、当該箇所に係る省令第1条の要件に該当することを示す資料中、チェックを付した合意に係る部分の記載又は記録の内容を抜粋して記載すること。

(1)及び(3)の表中、【 】とある箇所について、申請者の総株主の議決権の数を記載すること。なお、申請者が有する自己の株式及び会社法第308条第1項に規定する法務省令で定める株主の株式については、議決権の数に算入しないこと。

(1)及び(3)の表中、「契約書等」の欄の「別添〇の〇〇ページ」とある箇所について、「合意をしている株主の氏名又は名称」の欄の株主が当該合意をしていることを示す資料名・当該資料の該当ページを明示すること。また、「株主名簿等」の欄の「別添〇の〇〇ページ」とある箇所について、当該株主が「議決権の数」の欄に記載の数の議決権を有することを示す資料名・当該資料の該当ページを明示すること。

様式第二（第2条第7項関係）

募集新株予約権の機動的な発行に係る確認書

年 月 日

本店の所在地
名 称
代表者の氏名 殿

経済産業大臣 名
法務大臣 名

年 月 日付けの下記の申請に関して、産業競争力強化法第21条の19第1項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、確認をします。

記

1. 申請者の名称
2. 申請者の代表者の氏名
3. 申請者の本店の所在地
4. 申請者の設立の日

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三（第2条第8項関係）

募集新株予約権の機動的な発行に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

本店の所在地
名 称
代表者の氏名 殿

経済産業大臣 名
法務大臣 名

年 月 日付けの下記1. の申請に関して、産業競争力強化法第21条の19第1項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについては、下記2. の理由により、確認をしないものとします。

記

1. 申請

- (1) 申請者の名称
- (2) 申請者の代表者の氏名
- (3) 申請者の本店の所在地
- (4) 申請者の設立の日

2. 確認をしない理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。